伊勢原市スポーツ賞表彰規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条の規 定に基づき、スポーツ競技大会において優秀な成績を収めた市内に居住する個 人又は市内に所在する団体を表彰することについて必要な事項を定めるものと する。

(表彰の種類及び対象)

- 第2条 表彰の種類は、スポーツ賞及びスポーツ奨励賞とする。
- 2 スポーツ賞は、次条の基準に該当する中学生以上の個人又は団体を対象とする。
- 3 スポーツ奨励賞は、次条の基準に該当する小学生以下の個人及び団体を対象とする。

(表彰の基準)

- 第3条 表彰の対象とする大会の規模及び成績の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号から第4号までの大会については、県予選、県選抜等を経て参加するものに限る。
  - (1) 全県的規模の大会において優勝したとき。
  - (2) 関東的規模の大会において優勝し、又は準優勝したとき。
  - (3) 全国的規模の大会において第3位までに入賞したとき。
  - (4) 世界的規模の大会において第8位までに入賞したとき。
  - (5) 全県的規模以上の大会において記録を更新したとき。
- 2 前項の大会は、毎年1月1日から12月31日までの間に行われるスポーツ 競技大会とする。

(表彰の方法)

- 第4条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行う。
- 2 表彰の対象となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状、記念品等

をその遺族に対して贈るものとする。

(表彰の期日)

第5条 表彰の期日は、市長が定める。

(表彰の手続)

- 第6条 各種スポーツ関係団体等は、第2条の規定による表彰の候補者又は候補 団体があるときは、伊勢原市スポーツ賞・スポーツ奨励賞表彰推薦書(別記様 式)により市長に推薦するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により推薦を受けたときは、伊勢原市スポーツ推進審議 会に諮るものとする。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。